

高松市非強制徴収債権回収等業務 提案公募選定基準

No.	評価項目	評価の着目点		配点	合計
1	取組方針	(1)委託目的、業務内容を理解し、業務の実施方針が提案されているか。		5	15
		(2)業務を遂行可能な人員体制が確保されているか。また、業務の管理体制は適正か。		5	
		(3)本市との連絡・調整が速やかに行える体制が確保されているか。		5	
2	法令順守・個人情報保護	(1)コンプライアンスに対する体制や取組について、示されているか。		5	10
		(2)情報セキュリティに関して組織的な取組が実施されているか。また、個人情報の管理方法及び管理体制が確保されているか。			
		(3)個人情報保護及び情報セキュリティに係る認証で取得しているものがあるか。		5	
3	業務実績	(1)他の地方公共団体で、非強制徴収債権の回収業務を受託した実績があるか。 ※異なる種類の債権の実績1件につき1点とし、上限10点とする。		10	20
		(2)自治体債権に関する研修を行った実績があるか。 ※異なる種類のテーマの実績1件につき1点とし、上限10点とする。		10	
4	提案価格	(1)提案された見積額は、相対的に安価であるか。		5	5
5	業務実施方法	(1)福祉的配慮を踏まえた債権回収の実施	①滞納者の資力・生活状況に応じた債権回収、生活困窮者への支援など、福祉的配慮を踏まえた債権回収について、具体的取組が示されているか。	15	50
		(2)催告業務・任意交渉・納付相談会の実施	①具体的な実施方法が示されているか。回収率向上に向けた具体的取組が示されているか。 ②トラブルや苦情等があった場合の対応方法について、具体的に示されているか。	5	
		(3)交渉等の記録及び債権放棄に対する方針	①交渉等の記録の様式、作成方法、情報共有の方法が具体的に示されているか。	5	
			②債権放棄が必要である場合の判断基準等について具体的に示されているか。	5	
		(4)納付指導	①滞納者が納付の履行を遅滞した時の納付指導方法について、具体的に示されているか。	5	
		(5)法的措置の検討、訴訟予告通知・法的措置の実施・強制執行の実施	①法的措置の必要性の判断基準等について、具体的に示されているか。 ②訴訟予告通知・法的措置の実施・強制執行の実施について、具体的に示されているか。	5	
		(6)最終報告書の提出	①具体的な様式、作成方法、提出方法が示されているか。 ②滞納者ごとに時系列で、分かりやすく記載される様式となっているか。	5	
		(7)自治体債権に関する相談業務・職員研修	①自治体債権に関する相談業務の実施方法や実施体制が具体的に示されているか。 ②自治体債権に関する職員研修の内容について、具体的な提案がなされており、その内容は自治体債権を管理する実務に役立つものであるか。	5	
6	地元優先	(1)市内又は県内に、事業所を有しているか。		5	5
合計				105	105